

GI「山梨」日本酒・ワインプロモーション業務委託に係る 企画提案 実施要領

1 趣旨

日本ワインの発祥の地であり、日本のワイン文化を牽引してきた山梨県は、平成25年7月、国から全国で初めてワインの地理的表示（GI）「山梨」の指定を受けており、甲州ワインを中心に国際的な権威のあるワインコンクールでも数々の受賞を果たしている。

これに加え、令和3年4月、日本酒においてもGI「山梨」が指定された。生産基準では、富士山や南アルプスなどの名峰で育まれた本県自慢の豊かで良質な水に着目し、原料となる水の採取地を県内6水系に限定するなど、山梨ならではの地域特性にこだわった内容となっている。

GIには高い生産基準が求められることから、同一県で2つの酒類での指定は、全国初の快挙といえる。これに加えて、本県は、地ビール、焼酎、ウイスキーなどの産地でもあり、これほど多様な酒類の産地は全国的にも珍しい。

このような中、全国随一の「美酒の宝庫」山梨として、高品質な県産日本酒・ワインについて、産地としてのイメージを定着させ、高付加価値化を図り、さらなる販売量向上へつなげるため、年間を通じたコロナ禍にも対応した戦略的・効果的なプロモーションを実施することとする。

2 業務の概要等

(1) 委託業務の名称

GI「山梨」日本酒・ワインプロモーション業務委託

(2) 業務委託期間

委託契約締結日を始期とし、令和4年3月15日（火）を終期とする。

(3) 業務内容

別紙「GI山梨日本酒・ワインプロモーション業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

(4) 予算上限額

委託料の上限額は、金9,438,000円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む）とする。

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。また、この金額は、委託業務にかかる全ての経費を含む。

なお、広告運用に要する経費は、実績に基づき支払うものとする。

(5) 業務の流れ

①委託業務の詳細協議

企画提案の内容をもとに、業務の詳細や実施方法、実施スケジュール等について、県と受託事業者で協議し、決定する。

②実施報告

事業の実施結果を報告書にまとめ、県に提出すること。

3 応募資格

資格者は、次の全ての要件を満たす法人とする。

- (1) 本件業務に類似する業務の経験や専門知識を有していること。
- (2) 本件業務の実施が可能な体制が整えられていること。
- (3) 本件業務の実施に支障が無い経営状況にあること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格に関する規定）の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- (6) 「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」による指名停止措置期間中の者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと、又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- (8) 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (9) 過去5年以内に、本業務にある内容と同類又は類似の業務を請け負った実績があること。
- (10) 上記の条件を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があったと認められる場合には、応募を認めないことがある。

4 契約形態

公募型プロポーザル方式により、企画提案について審査の上、最も優れた評価を得たものと随意契約により委託契約する。

5 日程

令和3年7月6日（火）	募集開始
令和3年7月14日（水）	参加申込書提出期限
令和3年7月16日（金）	質問受付期限

令和3年7月21日(水)	質問回答期限
令和3年7月26日(月)	参加資格審査結果の伝達
令和3年7月29日(木)	企画提案書提出期限
令和3年7月29日(木)～8月2日(月)	書類審査
令和3年8月2日(月)	書類審査結果通知
令和3年8月4日(水)	企画提案プレゼンテーション審査
令和3年8月5日(木)以降	採択通知・契約締結・事業着手
令和4年3月15日(火)	事業完了(事業完了報告書の提出)

6 企画提案応募等に関する書類の提出等

(1) 担当部署(書類提出先・質問受付)

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号(山梨県庁別館3階)
山梨県産業労働部 産業振興課 地場産業振興担当 切刀(くぬぎ)
電話 055-223-8871
電子メールアドレス sangyo-sin@pref.yamanashi.lg.jp

7 参加申込書類の提出と参加資格審査等

(1) 参加申込書類

本件企画提案に応募する方(以下「企画提案応募者」という。)は、参加資格を審査するため、次の書類を提出すること。

提出書類	部数
① 参加申込書(様式1)	1部
② 誓約書(様式2-1)	1部
③ 役員名簿(様式2-2)	1部
④ 財務諸表(直近2期分) (損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書、 附属明細表)	6部 (正本1部、写5部)
⑤ 会社概要が把握可能な書類(会社パンフレットなど)	6部 (正本1部、写5部)
⑥ 国税納税証明書(その3)(税務署で交付される様式)	6部 (正本1部、写5部)
⑦ 都道府県税納税証明書(県税に未納がない旨の証明書) (都道府県で交付される様式。)	6部 (正本1部、写5部)

※物品等入札資格者名簿に登載されている場合は、競争入札参加資格通知書(写)を添付すること。この場合において、上記②、③の提出は不要とする。

(2) 参加申込書類の提出方法・提出期限

- ①提出方法 郵送又は持参
②提出期限 令和3年7月14日(水)午後5時必着
③提出場所 山梨県産業労働部 産業振興課 地場産業振興担当 切刀
住所 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

持参の場合の受付は、平日の午前9時から午後5時とする。
 平日とは、山梨県の休日を定める条例（平成元年3月27日条例第6号）に定める県の休日以外を指すものとし、以下同様とする。

(3) 参加資格審査

- ① 参加申込書類により審査を行い、審査結果を企画提案応募者に通知する。
- ② 選定方法は、別紙「G I 山梨日本酒・ワインプロモーション業務委託に係る企画提案選定の手順及び審査の基準（参加資格審査）」のとおりとする。

8 企画提案の提出と審査

(1) 企画提案に関する質問の受付

本件に関する質問は、質問書（様式3）により受け付ける。

- ① 受付期限 令和3年7月16日（金）午後3時必着
- ② 質問方法 電子メール

電子メールの件名には「G I 山梨日本酒・ワインプロモーション業務委託 企画提案質問」と記載すること。

電子メールアドレス：sangyo-sin@pref.yamanashi.lg.jp

- ③ 回答方法 回答は、原則として、参加資格審査により企画提案応募者として選定された全事業者に対して電子メールにより送付する。
 回答は令和3年7月21日（水）までに行う。
- ④ その他 電話や口頭での質問には応じない。また、本企画提案に関係のない質問や、本企画提案に公平性を保てないと判断した場合などには、回答をしないこともある。

(2) 企画提案書類の提出

① 企画提案書類

企画提案応募者は、次の書類を提出すること。

提出書類	部数
ア 企画提案書（様式4）	1部
イ 企画提案書（様式4-1） ※様式4-1作成上の留意点を確認の上、作成すること	10部 (正本1部、写9部)
ウ ポスター案	1部
エ パンフレット案	10部
オ 見積書（任意様式・積算内訳を記載） ※正本1部以外は、会社名が分からないように印刷して下さい	10部 (正本1部、写9部)

② 企画提案書への記載事項は次のとおりとすること。

ア SNS広告等の配信

項目	内容
全体的事項	・ SNSやインターネットメディアを通じて閲覧者に訴求する広告（以下「SNS広告等」）の配信について、

	<p>企画提案する内容全体の考え方、コンセプト、スケジュール等について記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県産日本酒・ワインについて認知度向上・販売促進の考え方を記載すること。 ・ 当該手法が有効な理由を記載すること。 ・ 効果の測定方法について記載すること。
ランディングページ・SNS広告等の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制作物(表出させるランディングページ(以下LP)・SNS広告等)の全体像(種類・内容・数量等)を記載すること。 ・ 制作物のイメージを具体的かつ視覚的に示すこと。 例示として、2つのGIを持つ「美酒の宝庫」山梨をテーマに、SNS広告等での広告表出から、LP、山梨県酒造組合、山梨県ワイン酒造組合が運営するサイトへの誘導までを、視覚的に示すこと。
LP・SNS広告等の運用	<ul style="list-style-type: none"> ・ SNS、インターネットメディアへの表出方法について具体的に記載すること。 ・ KPIに到達するための戦略的運用、データ解析の手法を具体的に示すこと。 ・ 制作と広告運用に係る費用は分けて見積もり、費用対効果を明確に示すこと。また、1集客あたりの単価見込を記載すること。 ・ 販売促進のための戦略を記載すること。
その他、本業務の目標達成のために有効な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務との連携が有効な独自の提案について記載すること。 ・ 効果の測定方法について記載すること。

イ ポスター・パンフレットの制作

項目	内容
全体的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納品までのスケジュールを記載すること。 ・ 「ア SNS広告等の配信」のデザインと一体感を出したものとすること。
ポスター	<ul style="list-style-type: none"> ・ デザインのイメージ、キャッチコピーを示すこと。 ・ デザイン、キャッチコピーのコンセプトや狙い、込めた思いなどを記載すること。
パンフレット	<ul style="list-style-type: none"> ・ デザインのイメージを示すこと ・ デザインのコンセプトや狙い、込めた思いなどを記載すること。 ・ 手に取り持ち帰ってもらいやすいサイズとして提案した理由を示すこと
その他、本業務の目標達成のために有効な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務との連携が有効な独自の提案について実施すること。 ・ 効果の測定方法について記載すること。

ウ メディアツアーの開催

項目	内容
----	----

全体的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企画提案する内容全体の考え方、コンセプト、スケジュール等について記載すること。 ・ 当該手法が有効な理由を記載すること。 ・ 効果の測定方法について記載すること。
招へいするメディア	<ul style="list-style-type: none"> ・ ターゲットとするメディアのイメージを提示すること
メディアツアーの行程等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最適な実施時期、日程、コース設定、参加人数、参加対象等を提示すること。 ・ 当該行程等が最適と考える理由を記載すること。
その他、本業務の目標達成のために有効な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務との連携が有効な独自の提案について実施すること。 ・ 効果の測定方法について記載すること。

③ 企画提案書類の提出方法・提出期限

ア 提出方法 郵送または持参

イ 提出期限 令和3年7月29日（木）午後5時必着

ウ 提出場所 山梨県産業労働部 産業振興課 地場産業振興担当 切刀
住所 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

持参の場合の受付は、平日の午前9時から午後5時とする。

④ 無効とする企画提案

次のいずれかに該当する場合は、企画提案は無効とする。

ア この要領に定める手続きに適合しない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 選定方法等

① 別紙「G I 山梨日本酒・ワインプロモーション業務委託に係る企画提案選定の手順及び審査の基準（企画提案審査）」のとおりとする。

② 書類審査は次のとおり行う。

ア 期日 令和3年7月29日（木）～ 令和3年8月2日（月）

イ 方法 別紙審査基準をもとに審査する。

ウ 選考結果通知 令和3年8月2日（月）

③ 企画提案審査（プレゼンテーション審査）は次のとおり行う。

ア 期日 令和3年8月4日（水）

イ 対象 書類審査通過者

ウ 方法 プレゼンテーション（15分）と質疑応答（15分）により行う。
時間、場所、実施詳細は別途通知する。

④ プレゼンテーション時に追加資料の提出はできないものとする。また、既に提出された企画提案書の再提出及び差し替えについてもできないものとする。

⑤ なお、企画提案審査（プレゼンテーション審査）は、企業ノウハウの流出防止及び委託候補者選定の公正性確保のため非公開とする。

⑥ 第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者を委託候補者とする。

(4) 選定結果の通知・公表

選定の如何に関わらず、企画提案応募者にはそれぞれの審査結果を個別に通知する。その上で、後日、選定結果と契約内容を山梨県のホームページで公表する。

なおホームページでの公表の内容は、評価基準、配点及び各企画提案応募者の評価基準毎の得点と総合点、契約者の名称、契約締結年月日、契約金額とする。

ただし、契約者以外の企画提案応募者の名称又は氏名は公表しないものとする。

9 契約に関する事項

(1) 契約書は2通作成し、双方記名押印して、各自1通を所持するものとする。

(2) 契約保証金は免除する。

(3) 企画提案書に記載された事項は、仕様書と併せ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、業務の目的のため必要な場合には、一部修正又は調整等を行う場合がある。

10 その他

(1) 企画提案及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。

(2) 提出書類の取り扱い

① 企画提案応募者が山梨県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、企画提案応募者に帰属する（契約後に仕様書として扱うものを除く）。

② 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として企画提案応募者が負う。

③ 提出書類は返却しない。

(3) 企画提案応募に関する費用負担

① 企画提案応募者が本企画提案応募に要した一切の費用については、すべて企画提案応募者自身の負担とする。

② 契約を締結するまでの間、本要領に定めた条件を満たさない事態が発生した場合には、契約を締結しないことがある。

(4) 説明会

企画提案に関する説明会は行わない。

(5) 山梨県との連絡・調整

受託事業者に選定された場合は、県の担当職員と密接な連絡及び調整を行うことにより業務を進めるものとする。

1 1 本件に関する問い合わせ先

山梨県産業労働部 産業振興課 地場産業振興担当 功刀

住所 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

電話 (直通) 055-223-8871

電子メールアドレス sangyo-sin@pref.yamanashi.lg.jp